

令和3年1月29日  
自動車局保障制度参事官室

自動車事故の被害に遭われた方の今後の救済対策について議論を行います  
～第2回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を開催～

第2回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を2月2日（火）に開催し、**自動車事故の被害者救済対策の今後のあり方について、医療、福祉、保険、法律の専門家や被害者団体・遺族団体の方々とともに議論**を行います。

令和2年8月27日（木）に開催しました第1回「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」といいます。）では検討会で議論していく論点の整理を行いました。今回はこれまでに委員よりいただいた意見を踏まえた第1回検討会で整理されたそれぞれの論点に係る対応策について議論を行います。

### 1. 第2回検討会について

- (1) 日時 令和3年2月2日（火）14：00～16：00（予定）
- (2) 場所 WEB会議
- (3) 議題
  - ・第1回検討会において整理した論点ごとの対応案について 等

### 2. 委員について 別紙のとおり

### 3. その他

- ・ 会議は報道関係者を対象に冒頭の挨拶まで公開いたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴はWeb上のみとさせていただきます。なお、通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止があることをあらかじめご了承ください。
- ・ また、Web会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1社(団体)につき1名までとさせていただきます。希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。
- ・ Web会議となりますので、冒頭のカメラ撮りは実施いたしません。
- ・ Web上での傍聴を希望される方は、令和3年2月1日(月)12時までに、以下のとおりメールにてご連絡ください。

件名:【傍聴希望】第2回 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会

本文:氏名(ふりがな)、所属、メールアドレス、直通電話番号

送信先: [hqt-kentokai★gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kentokai@gxb.mlit.go.jp) (★を @ に変えて送信してください)

※ 傍聴の可否については、2月1日(月)中にご連絡します。

- ・ 資料及び議事要旨は、後日、以下のリンク先(国土交通省ホームページ)に掲載します。

※ 資料及び議事要旨等の掲載場所:[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk2\\_000078.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk2_000078.html)

【連絡先】自動車局保障制度参事官室 木坂（内線 41417）

【取材申込先】自動車局保障制度参事官室 加藤木、長瀬(内線 41420、41413)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8580 FAX 03-5253-1638